

第4回鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会議事録

と き：平成29年11月30日（木）16時～

ところ：鳥栖市役所2階第1会議室

1. 開会

2. 必要機能について

(事務局)

必要機能についての説明（資料「4章 新庁舎の必要機能・規模の検討」）

(井上委員)

p.2 に耐震性能の確保とあるが、どのように確保するのが重要であると思う。防災機能をテーマとするのであれば、その考え方を示すべきだと思う。

(三島委員長)

本文には、「大地震にも耐える最高レベルの耐震性能を確保した建物構造とし、」と記載されているが、更に追記するということか。

(井上委員)

最高レベルのものを目指すことができれば良いが、コストも考慮すべきだと思う。耐震性能確保の考え方として、災害時に通常の業務が継続できるレベルなのか、危機管理部分の機能を継続させるレベルなのかを明記するのが良いと思う。

(事務局)

今回、防災機能がテーマとなる庁舎を目指す中で、災害時にも十分に業務継続ができる庁舎とすることを明記したい。

(井上委員)

基本方針2の①ユニバーサルデザインの中に「佐賀県福祉のまちづくり条例・整備基準」とあるが、この条例・基準には整備基準とユニバーサルデザイン整備基準があり、ユニバーサルデザイン整備基準は通常の基準に比べてかなり厳しいものである。ユニバーサルデザイン整備基準に準拠することを考えているのか、また、市としてどのようなものを目指しているのか教えていただきたい。

(事務局)

「佐賀県福祉のまちづくり条例・整備基準」を拝見したが、本当に詳細まで基準が定められている。ハードルは高いが、極力近づけたいと考えている。

(井上委員)

それは、ユニバーサルデザイン整備基準に準拠するということか。

(事務局)

あくまで、「佐賀県福祉のまちづくり条例・整備基準」に準拠するをしたい。

(芹田委員)

庁舎として、ユニバーサルデザイン整備基準のすべてを満たす必要はないと思うが、例えばエレベーターの一部でストレッチャーを利用できるようにすることで、限られたコスト内で使いや

すい施設ができるのではないかと。これらの話は、設計段階の話かもしれないが、配慮していただけると嬉しい。

(三島委員長)

今後のことを考えて、ユニバーサルデザイン整備基準と明記せずに、そういった基準も念頭に置いていることを表現できる方法があれば良いのだが、何かあるか。

(芹田委員)

ひとつの案として考えられるのが、庁舎の中でも市民の方がよく利用する場所はユニバーサルデザイン整備基準に準拠し、その他職員の方の業務に関わる場所についてはユニバーサルデザイン整備基準に近いものにするることである。このように基準を二段構えにすれば、柔軟に対応できるのではないかと。

(三島委員長)

市民の方がよく利用する場所は、ユニバーサルデザイン整備基準に準拠する必要があるということか。

(芹田委員)

可能であれば、そうしていただきたい。

(井上委員)

全ては難しいかもしれないため、考え方を取り入れながら検討を進めてはどうか。

(事務局)

ユニバーサルデザイン整備基準の考え方を取り入れながら検討を加えていくこととしたい。また、ご指摘があったように、設計段階では市民エリア、職員エリア等分けながら詳細に検討していきたい。

(三島委員長)

p.5 のピクトサインに関して、今年、ISO（国際標準化機構）規格に合わせるような形で案内用図記号に関する JIS（日本工業標準）規格の改正が行われ、新 JIS 規格ができた。案内図はいくらでも独自に作ることができるが、国際標準に揃えていった方が良いのではないかと。これらに対して配慮することについて、本文に追記するのが良いと思う。

(事務局)

新 JIS 規格への対応について、追記する。

(三島委員長)

例えば、p.5 のエレベーターの図は JIS 規格であり、ISO 規格のものとは異なるので検討すべきだと思う。

(事務局)

今後、対応する。

(齊藤委員)

前回の委員会対応として p.1 の基本方針を並列になるように表記されているが、整備を進める中ではある程度優先順位を決めなければいけないと思う。本当に全て並列として扱うとなると、コスト面からも困難であると考えられ、基本的な庁舎機能は優先的に確保したほうが良いと思う。

(事務局)

機能をフルスペックで備えられれば一番良いが、それが困難であることも理解している。コス

ト等を勘案し、バランスの取れた形で進めていきたい。

(三島委員長)

窓口案内について、現在は課名の英語表記を行っているのか。

(事務局)

現在はしていない。新しい庁舎では、漢字、ふりがな、英語表記を最低限行いたい。

(井上委員)

p.18 のデザインについて、鳥栖らしさは入れなくて良いのか。他市の計画を見ると、市のシンボルとなるようなデザインとする等示されていたので、市の考えを教えてください。

(事務局)

市民アンケートにおいて、コスト面を考慮してほしいといった声が多かったことから、コストを勘案しながら市民の方に親しまれるような庁舎としたいと考えている。ただし、今後プロポーザルの際に、事業者に鳥栖をイメージできるようなものを提案していただくことも可能であり、検討していきたいと考える。

(三島委員長)

本文には特にその旨を書かないのか。

(事務局)

「鳥栖らしさを感じ取れるような」庁舎としていきたいといった表現で、本文に追記する。

3. 新庁舎整備に係る施設計画について ほか

(事務局)

施設計画についての説明（資料「5章 新庁舎整備に係る施設計画」）

(三島委員長)

配置計画についてご意見があればお願いしたい。

(芹田委員)

4章に該当する内容か5章に該当する内容かは分からないが、車椅子利用者等のための駐車場について、他の駐車スペースとの区別が分かりづらく、なおかつ入口に近いと、便利だからという理由で停められていることがあり駐車できない時がある。駐車区画が広く設けられていれば多少入口から離れても良いので、配慮が必要な駐車スペースをエリアとして整備してほしい。筑紫野市の商業施設では、事前に発行されたカードを持っている人しか入れないスペースがあるので、供用開始時からそういった設備の設置がなくても良いので、庁舎の配置計画を行う際に、このようなことも配慮していただき、エリアとして設けていただければ、今後の検討にも繋がるのではないかと思います。

(三島委員長)

今のご意見については4章に該当すると思う。

(事務局)

4章 p.9 の④利用しやすい駐車場・駐輪場に、幅を持たせた駐車スペースを設ける旨を記載する。

(芹田委員)

配慮が必要な人のための駐車エリアだということが分かるように整備してほしいということ

なので、そういった主旨も加えていただきたいと思います。

(事務局)

そのように対応する。

(三島委員長)

5章 p.4の多目的広場について、ここに示す大きさとしている理由は何かあるのか。

(事務局)

駐車場を確保し、残りのスペースを多目的広場としている。

(三島委員長)

グラウンドではなく広場としたということなのか。また、場所については轟木川沿いも考えられると思うが、示されている場所で決定しているのか。

(事務局)

多目的広場としても災害時の防災広場としても使えるものを考えている。場所は示している場所で決定しているわけではなく、轟木川沿いの遊歩道との一体整備も考えられる。

(三島委員長)

この配置図はあくまでイメージであり、多目的広場の位置を決定したということではない旨を記載しておくと思う。

(齊藤委員)

多目的広場の用途としては、市民が憩いやすいものや緑地をイメージしているのか。用途によって芝生なのかコンクリートなのかも変わってくると思う。

(事務局)

地面は芝生とし、憩いの場として使えるほか、緊急時にはヘリポートや防災広場にもなるような場として考えている。

(齊藤委員)

憩いの場としたいのはよく分かるが、示されているようなスペースでどのようなものができるのかと思う。コンクリートにしておいて必要なときには防災広場にするような考え方もある。単に駐車場以外の部分を広場にするというのは安易すぎるのではないかと思う。

(事務局)

5章 p.10の外構・景観計画の部分に、「川沿いの休憩スペースなどを確保し、」としているため、更に検討していきたい。

(齊藤委員)

多目的広場を作らず轟木川と一体のゾーンを整備するのが良いと思う。今、多目的広場として芝生を考えている部分をコンクリートとし、駐車場としても使えるようにするなどが考えられる。

(事務局)

市民アンケートにおいて、市庁舎にホッとできるスペースを求められていることが分かっている。規模は今後検討していくが、普段は子どもが寝転んだり遊んだりできるスペースで、いざという時は防災広場やヘリの離着陸が可能なスペースを考えているため、コンクリートというよりは芝生のイメージが強いと考える。轟木川沿いの活用についても検討していきたい。

(三島委員長)

轟木川沿いから新庁舎へつなげるようなイメージ図があれば、ゆったりできる雰囲気も表現で

きるのではないかと思う。

(齊藤委員)

資料を見たときに、多目的広場ありきに感じられるし、本当に必要なのかという疑問もある。周辺にのんびり過ごせる広場がないから求められているだけなのではないかと思う。この程度のスペースで十分に憩いの場として機能するのか疑問である。

(池上委員)

来庁者の中でも子ども連れの方にとっては、時間つぶしができるような場所が必要だと思う。特別広いスペースは必要なく、芝生でベンチなどがあり、くつろげるようなものがあるだけでも良いような印象がある。

(井上委員)

この配置A案、B案については、委員会としてA案に決めていく流れとなるのか。A案での注意点として、北側住宅に近接することとなるため、その配慮も含めて基本計画に位置付けることになるのか。基本計画において、どちらか一案に決定するのか、両案併記とするのかについて、考えを教えてください。

(三島委員長)

北側住宅に対する配慮として、建物を低層とする等の考えはあるのか。

(事務局)

A案の配置となると、現庁舎と同様に1階が広くなることが考えられ、全てが高層になるということは考えていない。庁舎建設場所を北側(A案)とするのか南側(B案)とするのかについて、北側とすると比較的広さがあるため、可能な限り敷地中程に寄せるなど設計に自由度があるが、南側とすると設計の自由度が低くなってしまうと考えている。

また、井上委員のご意見に関して、基本計画の中で建設場所を決定しなければ基本設計に進む際に遅れる可能性があるため、基本決定の中で決定したいと考えている。

(三島委員長)

プロポーザルによる事業者選定を行うのであれば、事業者からの提案で建設場所を決めることも考えられるのではないかと。また、もう少しぼかした表現にするのも良いのではないかと。

(事務局)

本来のイメージ図はp.3に示しているものになるが、これではイメージするのが難しいのではないかと、p.4にもう少し詳しいものを示している。

(三島委員長)

p.5の下部にあるように、建設位置を決定するかについてはどのように考えるか。

(齊藤委員)

決定しないとH32年度末までの竣工を目指すスケジュールに乗らないのではないかと。

(三島委員長)

プロポーザルの際に紛糾しなければ問題ないかと思うが。

代替案を示しておき、現時点ではA案を有力とするが、設計者選定時に最終決定するということも考えられるのではないかと。

(事務局)

p.5では工事・完成後についての比較によって、北側(A案)という結論を出している。

(古川委員)

私は北側を建設場所とするのが良いと思う。建物を低層にできることはコスト削減につながる。南側では、自由度が少なく設計が大変になりそうだと思う。北側では、北側の住宅に配慮できれば問題ないのではないかと思う。

(芹田委員)

私も配置は北側が良いと思うが、p.5 の評価について少し意見がある。工事段階の視点における評価については、A、B案の間にそこまで大きな差があるわけではないと思う。また、日影等私たちが考えている懸念事項についての評価項目が無いため、その部分に批判的な意見が集まる可能性も考えられる。評価項目がここに示されるものでいいのかという印象がある。

(三島委員長)

北側住宅に対する配慮として日影だけでなく、工事車両の動線も配慮すべきだと思う。A案であれば、工事の際には北側住宅の前を通らなければならない、この辺りは安全対策が必要であると思う。完成後をイメージした中で、駐車場利用者等との動線を考えると、A案の方がすっきりすると思う。そういったことも明記したら良いのではないか。

(事務局)

北側にすることで一時的に工事等での安全対策や配慮が必要になるが、設計の自由度、市民の方がよく利用される窓口の低層階への集約化を考えるとA案が良いのではないかと思う。工事の際にはA、B案のいずれにせよ周辺への何らかの影響はあると思うので、完成後の使いやすさという点で評価したい。

(芹田委員)

もしそのように考えているのであれば、p.5 に示す評価表の項目6)、7) は直接評価に入れなくても良いのではないか。2項目については注意事項として扱い、表記してはどうか。

(三島委員長)

考慮事項、一時的な問題として注釈で示していただきたい。工事段階においてだけでなく、日影についても記載しておいた方が良いと思う。

他に意見が無ければ、フロア構成についての議論に移りたいと思う。

p.6 の構成で、議場が最上階にあることについては問題ないのか。

(事務局)

議会に聞く必要はあると考えている。

(三島委員長)

p.7 に平面計画のパターンが3つあるがどれも一長一短あると思う。これはあくまで例示ということか。

(齊藤委員)

建物の詳細についてはまだ分かっていないので、例示として扱って良いと思う。

(三島委員長)

p.8 にあるような中廊下型の場合、光を両サイドあるいはエレベーター側からとらないと暗いフロアになってしまうので配慮が必要だと思う。執務室と廊下は間仕切りがないことをイメージしているのか。

(事務局)

そういったイメージとしている。

(三島委員長)

p.9 は先程井上委員が話されていた内容だが、何かご意見等あるか。

《意見等なし》

p.10 の内容については、齊藤委員からご指摘があったような「広場ありき」で表記していいのかなど、どのように考えるか。

(齊藤委員)

p.10 に書かれるような目的なのであれば、四角い形状の広場でなくても、ゾーンとして設けておけば良いのではないかと思う。ヘリポートの設置場所には規定があるが、車を動かしてスペースをすることで事足りると思うため、広場が本当に必要かどうか検討していただきたい。また、広場をヘリポートにすると結びつけてしまっているが、使い勝手の面からも、同じ場所に設けるのが良いのかを検討していただきたいと思う。

(三島委員長)

ヘリポートについての記載はどこにあるのか。

(事務局)

4章 p.4 の臨時ヘリポートの部分に記載している。

(古川委員)

庁舎の屋上にヘリポートを設けることはできないのか。

(松永委員)

屋上に設けるとなると、搬送する人をストレッチャーで屋上まで送る必要があるため、エレベーター等の規格や強度を考慮する必要がある。齊藤委員が先程おっしゃられていたように、ヘリポートを広場部分とするのか、また別の部分とするのかは、今後検討していただきたいと思う。

(三島委員長)

では、ご意見を頂いた部分に関して、4章 p.4 及び5章 p.10 の表現を少し工夫していただきたいと思う。

他にご意見等が無ければ、事務局よりお知らせいただきたい。

(事務局)

本日の委員会の議事録は事務局から委員の皆様へお送りし、確認でき次第、鳥栖市 HP にて公開する。

4. 閉会